

《①事業系生ごみ処理機を導入》

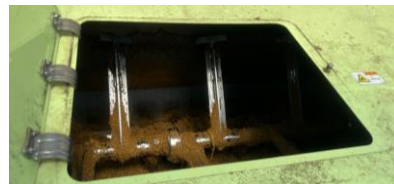
生ごみを水と炭酸ガスに分解できる事業系生ごみ処理機を導入しており、食堂などから排出される生ごみの減量に取り組んでいます。

処理可能な物：ヒトが咀嚼できるもの
(穀類、魚介類の可食部分、野菜、くだもの、加工食品など)

処理できない物：マグロ・豚・牛等の太い骨、貝殻、トウモロコシの芯、トウモロコシ・タケノコ・バナナ等の繊維の多い皮



●事業系生ごみ処理機

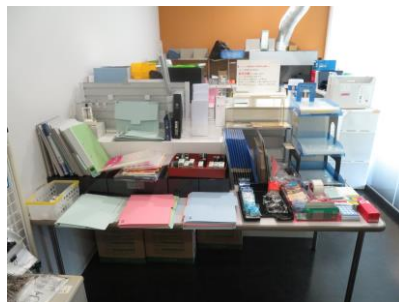


●生ごみを処理している様子

《②不要になった文房具をリユース》

社内で不要になったクリップやバインダー、クリアファイルなどの文房具の中から、グリーンスタッフ※がリユース可能なものを選別・清掃し、リユース品コーナーという共有スペースに設置しています。従業員はリユース品コーナーのものを自由に持ち出すことができます。

※リユース活動や廃棄文書のリサイクル処理にも障がいがある社員（グリーンスタッフ）が活躍し、障がい者の雇用促進にも繋がっています。

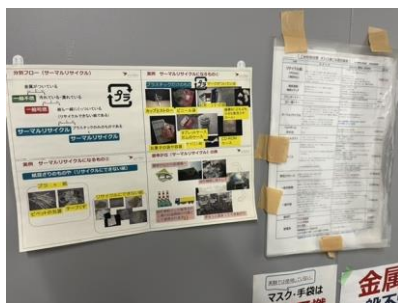


《③リサイクルの推進》

各階に燃やせるごみ、サーマルリサイクル（プラスチック製容器包装）、リサイクル紙、段ボール、ペットボトル、かん、びん、不燃、燃やせないごみ、電池等のごみ箱が設置してあります。これら分別ルールについては社内の専用HPで案内しているほか、ごみ置き場近くにも掲示を行い、リサイクル活動の推進に取り組んでいます。



●種類ごとにゴミ箱を設置



●詳しい分別ルールを掲載

◆ポイント◆

- (1) 種類ごとにごみ箱を設置することで、従業員の分別意識が向上します！
- (2) リサイクルのための分別の負担感を下げるべく、分別先をわかり易く表示するなどしてリサイクル率を高める工夫をしています！

《④従業員の研修制度》

年1回全従業員（非正規社員を含む）を対象に、ごみ分別の意義や法令違反時の甚大な影響等について啓発し、問い合わせの多いごみ分別やルール逸脱のケースを紹介して、継続的にごみの適正処理意識の養成を図っています。また、見回りを行い不適切な分別事例を発見した際は、メールや委員会を通して周知し、分別の徹底に取り組んでいます。